

第6章

計画の推進

- 第1節 推進体制・・・・・・・・・・・・・・ 108
- 第2節 進行管理・・・・・・・・・・・・・・ 109

第6章 計画の推進

第1節 推進体制

本計画を実行性のあるものとするためには、市民、事業者、市の各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働していくことが重要です。また、庁内においても、機関相互のスムーズな調整・連携による取り組みが重要であることから、全庁的な体制を整備していきます。図6-1に計画の推進体制を示します。

①富士吉田市環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項(環境基本計画等)について調査審議し、また、施策の実施状況についての評価を行います。

②庁内組織

庁内の環境施策等に関し総合的な調整を行うために設置されている「環境管理組織」において、本計画の機関相互調整・連携を行います。

③富士の里環境ネットワークふじよしだ

市民、事業者、各種団体などで構成する組織で、それぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携・協力しながら、相互の自主的な行動を推進します。

④広域的な連携、協力の推進

地球環境問題をはじめとする広域的な対応を必要とする施策については、国、県、及び他の地方公共団体等との連携と協力のもとに、広域的な視点からの取り組みを推進していきます。

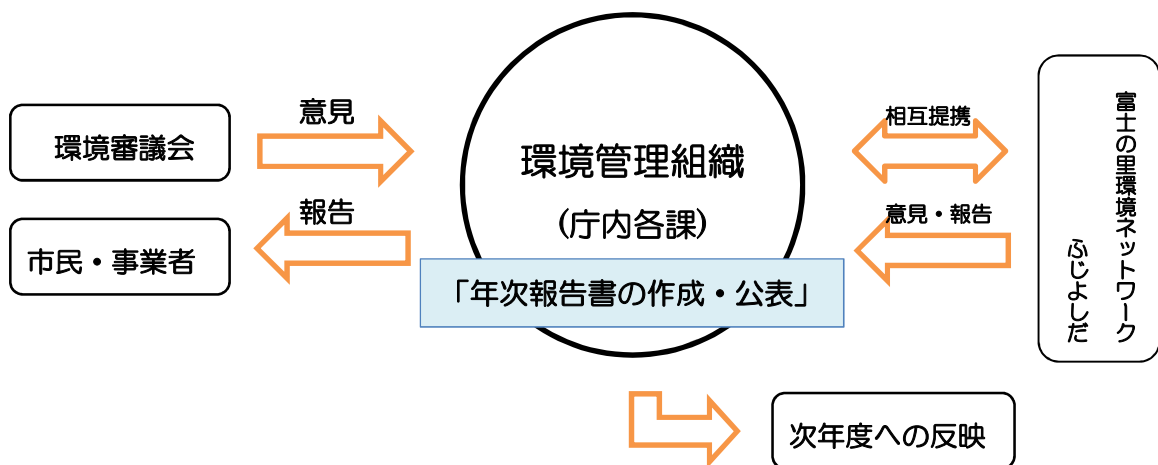


図6-1 計画の推進体制

第2節 進行管理

①年次報告書の作成

計画を効率的に進めていくためには、策定後の環境の変化や、実施した施策の内容等を整理するとともに、その結果を公表し、新たな課題への対応や施策の評価などを推進していく必要があります。そのため、毎年計画の進捗状況を把握するための年次報告書を作成します。

②計画の進行管理

協働による施策の推進や、目標の達成状況の把握など、本計画の実行性を確保していくために、計画の進行管理を行う必要があります。進行管理は、図 6-2 に示すとおり、計画(PLAN)⇒実行(DO)⇒点検・評価(CHECK)⇒見直し(ACTION)のPDCA サイクルに基づき実施します。

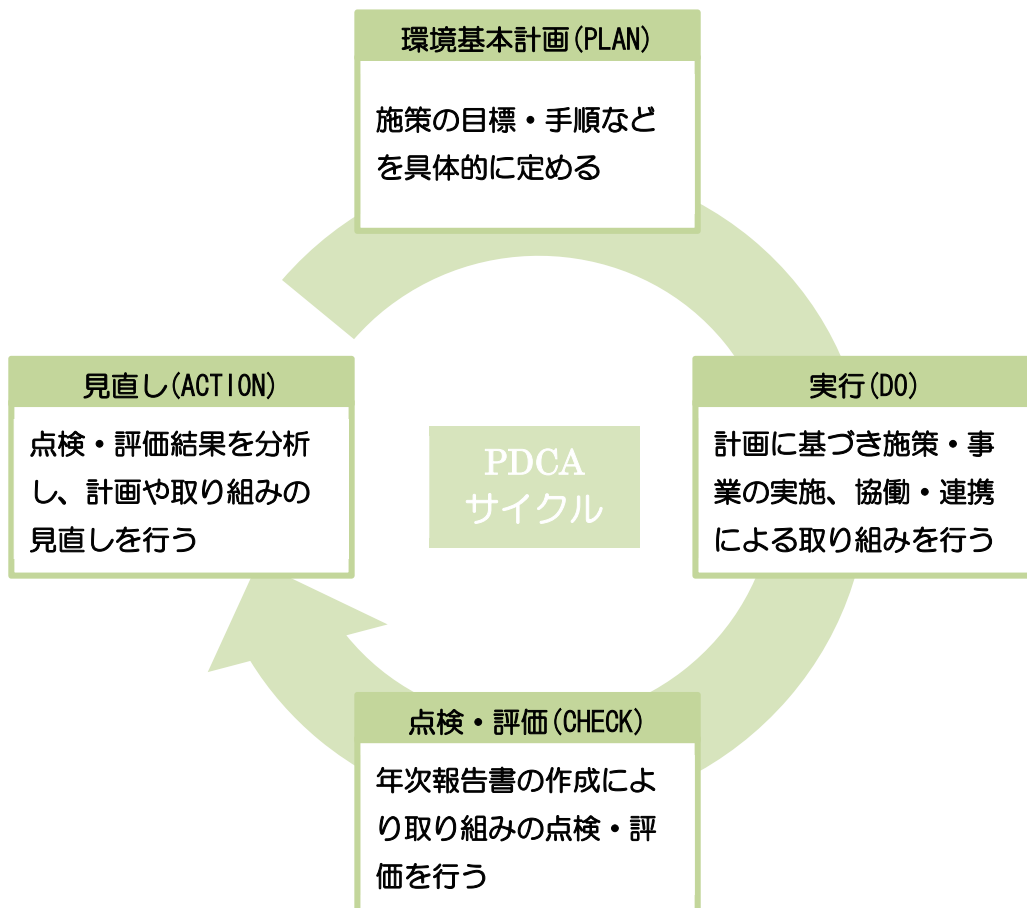


図 6-2 計画の進行管理

